

## 国における 1,4-ジオキサンの排水基準設定の動向

### 1 国における検討状況

平成 21 年 11 月 30 日に、環境基本法に基づいて設定されている人の健康の保護のうえ維持されることが望ましい水質環境基準と地下水環境基準に 1,4-ジオキサン等の項目が追加されました。

その後、国においては環境基準を維持するために工場・事業場が遵守すべき基準検討に着手し、中央環境審議会水環境部会（排水規制等専門委員会）においては水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の排水基準を、環境基準の 10 倍値である 0.5mg/L として設定することが示され、平成 23 年 9 月 20 日に二次報告案が審議されています。

同様に、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（廃棄物処理基準等専門委員会）においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、廃棄物最終処分場の排水基準を環境基準の 10 倍値である 0.5mg/L として設定することが示され、今後、報告書案の検討が行われる予定とのことです。

現時点ではいずれの排水基準についても基準の設定時期は明らかにされていません。

### 2 県の対応方針

浸出水処理施設の計画処理水質は、水質汚濁防止法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められた排水基準等を準用して定めていますが、これまでの放流水の水質は平成 22 年の測定開始以降、1,4-ジオキサン濃度は 0.092～0.42mg/L と、現在国で検討中の排水基準値 0.5mg/L を下回っており、かつ、周辺環境ではいずれの地点でも環境基準値 0.05mg/L 以下となっていることから、現時点では国の排水基準の設定に先行して計画処理水質を定める緊急性はないものと考えています。

今後、国の基準制定時期に合わせて、浸出水処理施設の計画処理水質を設定することとします。